令和6年度　鳥獣の捕獲等のための入林届（受付順）

岩手南部森林管理署遠野支署

番号	入林予定の場所(国有林野名・林班等) ※立入禁止区域除く	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	キジ	その他	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入 林 の 期 間	入林の目的	申請者		入林者 人 数	備考
												団体・個人	県内・外		
1	遠野支署管内全域	○	－	○	－	－	－	－	銃器・わな	R6.4.12　～　R6.4.30	有害鳥獣捕獲	団体	県内	4	
2	遠野支署管内全域	○	－	○	－	－	－	－	わな	R6.5.1　～　R6.9.30	有害鳥獣捕獲	団体	県内	112	
3	遠野支署管内全域	○	－	○	－	－	－	－	わな	R6.10.1　～　R6.10.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	115	
4	大開山・住吉・笛吹・上附馬牛第一・第二・荷鞍石山・東禅寺国有林・恩徳・小烏瀬川林道	○	○	○	○	○	○	○	銃器	R6.11.1　～　R7.3.31	狩猟	団体	県内	2	
5	上附馬牛第一・第二・荷鞍石山 東禅寺国有林	○	○	－	－	○	－	－	銃器・わな	R6.11.1　～　R7.3.31	狩猟	団体	県内	15	
6	砥森山・蛭川山・北古田・南古田・泥金山平山・大沢山・大谷地山・岳山・鶏頭山・飛内国有林	○	－	○	－	－	－	－	銃器	R6.11.1　～　R7.3.31	狩猟	団体	県外	13	
7	土淵森林事務所の上郷・土淵担当区	○	○	○	－	－	－	－	銃器	R6.11.1　～　R7.3.31	狩猟	団体	県外	11	
8	遠野支署管内全域	○	○	○	－	－	－	－	銃器	R6.11.1　～　R7.3.31	狩猟	団体	県外	9	
9	金堀林道・笛吹林道・27・29～32・40 44・46林班	○	○	－	○	○	－	－	銃器	R6.11.1　～　R7.3.31	狩猟	個人	県外	1	
10															
11															
12															
13															